

平成21年度 第24回 役員会議事要旨

日 時 平成22年3月25日(木) 13時00分～13時25分

場 所 学長室

出席者 学長, 瀬口理事, 中島理事, 米倉理事, 宮崎理事, 緒方理事

オブザーバー 川上監事, 楠田監事外

◎ 学長から第22回役員会議事要旨確認の依頼があった。

審議事項

- 1 低平地沿岸海域研究センターの設置について
- 2 佐賀大学学則の一部を改正する学則の一部を改正する学則の制定について
- 3 寄附講座の設置について
学長から、以上3件は3月10日及び3月17日(案件1のみ)開催の役員会で協議の上、3月19日開催の教育研究評議会に付議されたが、特に異議は無く了承された旨の説明があり、審議の結果了承された。
- 4 組織再編に伴う国立大学法人佐賀大学規則等の一部改正について
総務部長から、本件は3月10日及び3月17日開催の役員会で協議の上、3月19日開催の教育研究評議会に付議されたが、そのうち「佐賀大学教授会通則」について意見が出され一部修正を加えたこと、及び今回新たに役員会審議決定事項として提案する規則等についての説明があり、審議の結果了承された。
- 5 国立大学法人佐賀大学職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程の制定について
総務部長から、文化教育学部附属幼稚園に勤務する職員の勤務時間について、職務の効率化及び就業時間の適正化を図るため、必要な改正を行う案の説明があり、審議の結果了承された。
- 6 「国立大学法人佐賀大学役員会指針について」及び「組織と業務の見直しのための評価の観点と評価基準について」の決定について
学長から、本学が当面する諸課題を迅速かつ公平公正に解決するため、特定の課題に対する指針を役員会で今後作成するにあたり、その基本的考え方を確認すること及び継続的な「組織と業務の見直し」のために必要な評価を定期的実施するにあたり、評価の観点及び評価基準について確認する旨の説明があり、審議の結果了承された。

7 国立大学法人佐賀大学顧問について

学長から、平成22年4月から新たに2名の方に顧問を委嘱すること及び顧問には必要に応じて規定の謝金を支払う案の説明があり、審議の結果了承された。

協議事項

1 国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部を改正する規程の制定について

(経営協議会)

総務部長から、本学の組織再編、医学部附属病院副看護部長への管理職手当の適用、改正労働基準法（平成22年4月1日施行）への対応及び大学病院間連携型高度医療人養成推進事業の開始に伴い、必要な改正を行う案の説明があり、協議の結果了承され、直近の経営協議会に付議し、同協議会後の役員会で審議することになった。

報告事項

1 役員会等定例会議について

総務部長から、平成22年度上半期の定例会議の予定について報告があった。